## 使用予約にあたっての注意事項

- ・ 予約上限は **1回の申請につき 5件** です。 (日をまたぎ連続して使用する場合は 2件 とカウントされます)
- ・電話・窓口では **1日1回** のみ予約できます。 追加で予約希望の場合は翌日以降に受付いたします。
- ・1ヶ月の予約上限(練習利用)は次の通りです。 < 時間貸し=100時間 区分貸し=20区分 広場=8面 >
- ・1回の申請で複数日を予約された場合、すべてまとめてお支払いいただきます。一部のみのお支払いはできません。
- 予約の変更はできません。一旦取り消したうえで新しく予約を行ってください。
- ・予約の取消期限は前日午前10時です。以降の取消は「直前キャンセル」となりますのでおやめください。
- ・「インターネット予約」希望で利用登録をされた方は、IDお渡し後の 操作はインターネット予約 システムにて行ってください。原則、電話・窓口では承ることができません。詳細はお問い合わせください。
- ・使用前日の午前10時を過ぎますと、ネット予約システムから空き状況の 確認・予約をすることができませんので、お電話での予約をお願いします。
- ・貸し出し用備品の予約は電話・窓口にて承ります。
- ・使用料金は窓口受付時間内に使用開始時間までにお支払いください。 なお、お支払いは現金のみです。
- ・窓口受付時間は 午前9時~午後7時 です。 年末年始・保守点検などによる時間変更はホームページ等でお知らせします。
  - ※下記「施設使用上の禁止事項・注意事項」をご確認ください。

## 金沢市民芸術村 施設使用上の禁止事項・注意事項

	禁止事項	注意事項
	芸術文化活動以外の内容での使用	催事(発表、公演、大会等)の場合は、10日前までに仮申請書・企画書の提出が必要
	営利を目的とする内容での使用	舞台・照明・音響機器などの設備は、プロ業者又は許可を得た者のみ使用可能
	火気の使用・喫煙	施設の構造上、他部屋からの音漏れや、振動が伝わる可能性あり
	所定の場所以外での飲食	※利用中に他の施設へ影響がでた場合、音量等の制限あり
全施設共通	オープンスペースの占有	使用後の原状復帰、ゴミ持ち帰り
	写真撮影スタジオとしての使用	個人IDで使用できるのは、1人から9人まで。必ず予約した本人が来場すること。
	懇親会・親睦会・宿泊目的での使用	10人以上の団体は、団体でのID取得(名簿の提出含む)が必要。
	2週間を超える連続使用	未成年の使用は、16歳未満18:00まで、16歳以上18歳未満及び高校生22:00まで、
	時間内に原状復帰ができない使用	保護者同伴の場合は23:00まで。
マルチ工房	和太鼓や大音量を発する楽器等の練習	清掃員のスタッフルームが隣接しているため、清掃員の出入りあり
		床を傷つける恐れのある場合は、コンパネ使用が必要
ドラマエ房	演劇に関するもの以外の使用	設備及び備品は、プロ業者又は舞台技術者養成講座の免許取得者のみ使用可能
		演出上、火気の使用(スモークマシンの使用含む)が必要な場合は予め許可が必要
アート工房	音楽に関するもの以外の使用(ダンス等)	催事(発表、公演等)の場合は、原則A〜Eスタジオ全て貸切る必要あり
	Aスタジオ以外での和太鼓の練習	Aスタジオの6ヶ月先の新規予約受付は、和太鼓練習のみ
		Bスタジオでは、スネアドラム、スティック及びギターシールドは使用者が持ち込むこと
		備品の設定・接続は、使用者自身が行うこと
		ティンパニ・バスドラム(大太鼓)は要予約
	美術(アート)に関するもの以外の使用	使用者の責任で展示品を管理する必要あり
		スポットライト等の設営は、使用者自身で行う必要あり
		※安全ベルトの使用など安全に留意すること
	小練習室での和太鼓・アンプの使用	大練習室での和太鼓練習は8時から18時まで
		ティンパニ・バスドラム(大太鼓)は要予約
		床を傷つける恐れのある場合は、コンパネ使用が必要
		演出上、火気の使用(スモークマシンの使用含む)が必要な場合は予め許可が必要
里山の家	和太鼓の練習	楽器の練習等で大音量の場合は、21時まで
	1階の研修室・第1会議室での音楽練習	2階の第2会議室及び和室では音楽練習が可能(ただし 金管楽器・打楽器・アンプ類の使用は不可)
事務所棟 大和町広場	金管楽器や打楽器、アンプを持ち込んでの大音量での練習	大音量での使用は原則20時まで
	床を踏み込むなど大きな動作を含む練習	
	動物の持ち込み(散歩を含む)	催事(グラウンドゴルフ大会等)の場合は、仮申請書と企画書の提出が必要
	バーベキュー、焚火、キャンプ、花火等の火気使用	土日祝日の、憩いの広場A 及び 円形広場 は、基本フリースペースとする
	ドローンの使用	桜の季節(3月下旬~4月)は、憩いの広場Bは花見スペースとする
	サッカー、野球、コロネードに向かってボールを投げる行為	
	縄跳びやスパイク靴での利用など、芝生を傷める行為	
	テントのペグ打ち	
	近隣住民に迷惑のかかるような音量での使用	
その他		